

糸満市制限付一般競争入札実施要綱

(令和 8 年 4 月 1 日副市長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市が発注する建設工事等及び建設工事等に係る業務委託（以下「建設工事等」という。）、物品の調達（物品の購入、製造請負、賃借等）、警備及び清掃等委託業務又はその他の契約（以下「物品購入等」という。）の入札において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づく制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、糸満市契約規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札の対象)

第 2 条 この要綱による制限付き一般競争入札（以下「入札」という。）の対象となる建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、建設工事等、測量及び建設コンサルタント業務のうち、一般競争入札案件として選定されたものとする。

2 この要綱による入札の対象となる物品購入等（以下「対象案件等」という。）は指名競争入札によるもの以外のものとする。

(入札参加資格)

第 3 条 契約規則第 3 条に定める一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格を全て満たさなければならない。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する要綱第 5 条の第 1 項による資格者名簿に登録されていること。
- (3) 糸満市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 対象工事等が建設工事等の場合は、有効な経営事項審査を有している者であること。
- (5) 対象工事等が建設工事等の場合は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に定める建設業の許可を受けている者であること。ただし、同法第 3 条の許可の区分で定める一定額以上を下請け施工させる場合は、特定建設業の許可を有している者であること。
- (6) 対象工事等が業務委託の場合は、次のア又はイに掲げる業務の区分に応じ、当該ア又はイに定める登録を行っている者であること。

ア 建築設計関係業務 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 の規定による建築士事務所の登録。

イ 測量 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の 5 の規定による測量業者の登録

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開

始申立てがなされない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、市の審査を経て有資格者として認定され、資格者名簿に登録された者で更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)

- (8) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3月前から開札日までの間に不渡り等を生じていないものであること。)
 - (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じる者として、公共工事から排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。
 - (10) 対象工事等が建設工事等の場合は、開札日を基準日とし過去1年間に、糸満市工事成績評定要綱に規定する工事の評定(以下「評定」という。)の結果、対象工事に対応する工種の評定点が60点未満であるとして同要綱第7条の規定により通知を受けた者でないこと。
 - (11) 建設業法の規定に基づく監理技術者及び主任技術者(同法第26条第3項の規定に該当する場合は、専任の者に限る。)を配置できる者であること。
 - (12) 原則として、当該工事等に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - (13) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - (14) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (15) その他市長が定める要件を満たしている者であること。
- 2 市長は、前項に定めるもののほか、必要に応じて次に掲げる条件を付することができる。
- (1) 地理的条件(本社、営業所等の所在地)
 - (2) 経営事項審査の評点又は等級に関する条件
 - (3) 資格者の有無及び工事等の施工実績その他工事等の施工能力を確保するために必要な条件
 - (4) 対象案件等については、同種の納入実績又は業務実績等その他必要な条件

(共同企業体の取扱い)

第4条 一般競争入札には、共同企業体を参加させることができるものとする。

- 2 前項の場合においては、糸満市建設工事共同企業体取扱要綱(制定 令和5年12月25日)の規程を準用するものとする。

(入札参加資格要件)

第5条 一般競争を執行しようとするときは、選定依頼書(様式第1号)及び制限付

一般競争入札参加資格要件設定資料(様式第2号)を添付し糸満市建設工事等一般競争入札参加資格検討委員会(以下「資格委員会」という。)に諮らなければならない。

- 2 資格委員会の資格及び運営方法は、別に定める糸満市建設工事等一般競争入札参加資格検討委員会設置要領による。
- 3 1項の入札参加資格要件は、対象となる入札参加業者が競争性を確保できるように設定するものとする。

(公告)

第6条 対象工事等を一般競争入札に付するときは、規則第7条の規定に基づく公告をするものとする。

2 前項の規定による公告は、施行令第167条の6及び規則第7条の規定に基づき、次に掲げる方法により公告するものとする。

- (1) 糸満市ホームページへの掲載
- (2) 主管課窓口での閲覧又は配布
- (3) その他市長が認める方法

(設計図書等)

第7条 入札参加者は、設計図書等を公告で示す方法により閲覧又は受け取るものとする。

(設計図書等に対する質問及び回答)

第8条 設計図書等に対する質問及び回答は、公告で示す方法により行うものとする。

(入札書等の提出)

第9条 持参での入札書(様式第3号)及び工事費等内訳書(様式第4号)(以下「入札書等」という。)の提出は、市長が指定する提出期限までに提出しなければならない。

2 郵送での入札書等の提出は、配達指定日に主管課に到達するように入札書等を封筒に入れ封を閉じ、封筒に開札日時、契約番号、対象工事等件名又は対象案件名、入札者の業者番号、商号又は名称、電話番号、ファックス番号、担当者名を記載し、配達日指定・配達証明・一般書類により提出しなければならない。

(配達指定日等)

第10条 配達指定日は、開札日の2営業日前(糸満市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成8年)に定める休日及び週休日(以下「休日」という。)を除く。)に設定する。

ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 配達指定日以外の日には到達した入札書等は、理由の如何を問わず受理しないものとする。
- 3 提出された入札書等は返還しないものとする。
- 4 提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回(辞退)は認めないものとする。

(入札書等の管理)

第11条 主管課長は、受理した入札書等を厳重に管理しなければならない。

2 入札書等の到達の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。

(入札の執行等)

第12条 第9条に規定する提出書類に虚偽の記載を行った者又は入札時において第3条に規定する入札参加資格を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。

(開札等)

第13条 主管課長は、当該入札に係る入札参加者のうち、開札の立ち合いを希望する者を立ち合わせるものとする。

- 2 前項の入札参加者が代理人をもって入札させるときは、規則第18条の規程に基づく委任状を持参させなければならない。
- 3 主管課長は、前1項及び2項に規定する開札の立会者がいない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(落札候補者)

第 14 条 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者(最低制限価格の設定をしないものについては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者。以下これらを「落札候補者」という。)から順次順位を付ける。この場合において、落札者の決定については保留とし、入札参加資格審査後に落札者を決定する。

2 落札候補者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に、当該入札者が開札に立ち会っていないときには前条3項の入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。

3 開札後、落札候補者は、市長の求めに応じ次の各号の入札参加資格審査のための書類(以下「資格審査書類」という。)を提出しなければならない。

- (1) 入札参加資格確認申請書(様式第5号)
- (2) 最新の経営規模等評価結果通知書の写し
- (3) 建設業法に定める建設業の許可の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(入札参加資格審査)

第 15 条 落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

2 前項の審査は、前条第3項に規定する資格審査書類により、主管課で行うものとする。

3 入札参加資格要件の審査は、入札日の翌日から起算して原則として3日(休日除く。)以内に行わなければならない。

4 入札参加資格要件の審査結果は、資格審査結果表(様式第6号)に記載するものとする。

(落札者又は入札参加資格要件不適格者の決定)

第 16 条 市長は、前条第1項の規定による審査の結果、適格者を確認した場合は、落札者として決定し、落札決定通知書(様式第7号)により落札者に通知するものとする。

2 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、入札参加資格要件不適格通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(入札参加資格要件不適格者に対する説明)

第 17 条 入札参加資格要件不適格通知書を受理した者で不服があるものは、第16条第2項の通知が到着した日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に、市長に対して説明を求めることができる。

2 前項の規定による説明を求める場合は、説明申立書(様式第9号)を主管課に持参又は郵送することにより行うものとする。

3 市長は、第1項の説明を求められたときは、説明申立書を受理した日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に、回答書(様式第10号)により回答するものとする。

4 前3項に規定する説明申立ては、前条第1項の落札者の決定を妨げない。

(開札結果等の公表)

第 18 条 市長は、開札後、一般競争開札結果を入札後速やかに主管課の窓口で公表するものとする。

- 2 落札結果については、主管課から財政課へ報告があり次第、速やかに糸満市ホームページに掲載するものとする。
- 3 前1項の公表までは、入札の経緯・結果の問い合わせには応じないものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。